

国際社会と国際法



(i) 国際社会の成立

■ 国家の三要素



・ [5] (EEZ) : 基線から 200 海里の距離で、漁業や資源の権利が認められる範囲

日本の周辺には、レアアースやメタンハイドレートといった天然資源が採れる場所があり、この権利を取り合うがために、近隣諸国との領土問題が生じている。

★日本の国土面積は 38 万km² (世界 60 位) だが、領海 + EEZ の海域面積は 447 万km² (世界 6 位) である。

■ 国際社会の成立

中世ヨーロッパ 神聖ローマ帝国が西ヨーロッパを支配
= 「国家」というくくりは無い状態

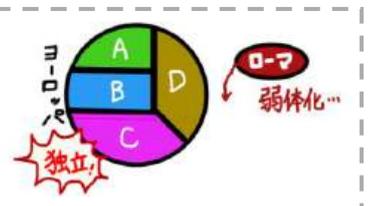
初の国際会議



1648 [6] 条約締結：三十年戦争（1618～48）の講和条約

この条約をきっかけに、ローマ帝国の支配が弱まり、国としてのまとまりが強くなる。ここが主権国家のはじまり。

18c～19c ヨーロッパでは市民革命がおこり、国民の力が強まる
※自分が属する国に、高い価値を見いだそうとする [7] が広まる。



ヨーロッパは他地域の国を対等と認めず、長い間「植民地」として支配。
第二次世界大戦後、ナショナリズムを掲げ宗主国（支配している国）に抵抗し、中には熾烈な戦争も経ながら、独立を達成していった。= 現在のように数多くの国が誕生

現在 200 ほどの主権国家がある。(国連で認められている国は 193 カ国：2023 年 3 月現在)

(ii) 国際法の意義

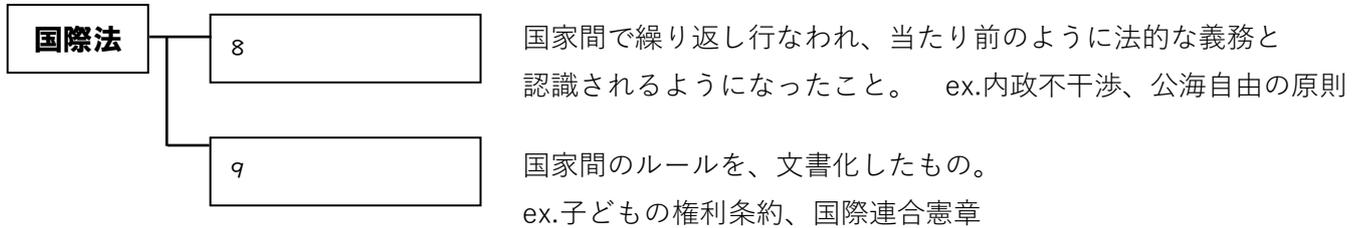
グロティウス ～国際法の父～ (1583～1645：オランダの法学者、外交官)

「国際社会にも諸国家が従わなければならない法がある。

国際法によって国家間の紛争を緩和・調整しよう。」(主著『戦争と平和の法』)



■ 国際法の分類



《主な国際条約》(採択年/日本が批准した年)

国際連合憲章 (1945/1956) 難民の地位に関する条約 (1951/1981) 国際人権規約 (1966/1979)
女子差別撤廃条約 (1979/1985) 子どもの権利条約 (1989/1994) 南極条約 (1959/1960) など

差がつく+α 日本が批准していない条約

ジェノサイド条約、死刑廃止条約、アパルトヘイト犯罪条約 など

Think🗨️ なぜ日本は各条約に批准していないのか？

* ジェノサイド条約：集団殺害罪を平時・戦時に関わらず、犯罪と確認し、防止と処罰をするための条約

* 死刑廃止条約：死刑執行の廃止に努める条約

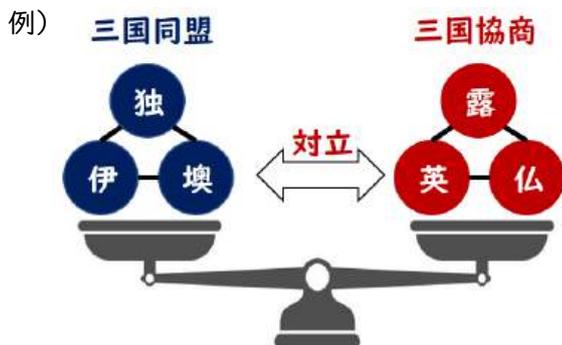
■ 平和を維持する安全保障体制

国際社会が成立したが、常に国際紛争の危険が付きまとう。

これらを防止するために2つの安全保障体制が考えられた。

〔¹⁰〕方式

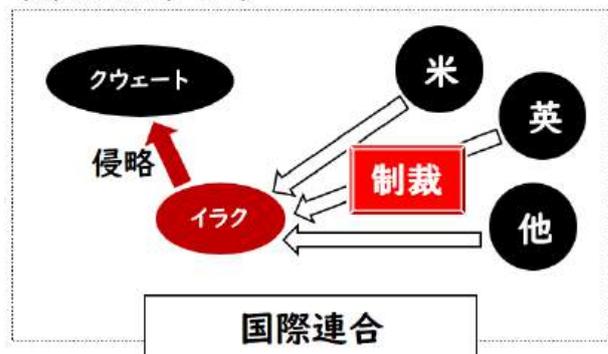
敵対関係にある国家や国家群同士で力のバランスを維持し、お互いに手を出せない状況を作り出す。



〔¹¹〕方式

関係国が全て体制に参加し、相互に攻撃しないことを約束。違反国には、全ての国で制裁。

(例)湾岸戦争(1991)



国際社会と国際法



(i) 国際社会の成立

■ 国家の三要素



・ [5 **排他的経済水域**] (EEZ) : 基線から 200 海里の距離で、漁業や資源の権利が認められる範囲

日本の周辺には、レアアースやメタンハイドレートといった天然資源が採れる場所があり、この権利を取り合うがために、近隣諸国との領土問題が生じている。

★日本の国土面積は 38 万km² (世界 60 位) だが、領海+EEZ の海域面積は 447 万km² (世界 6 位) である。

■ 国際社会の成立

中世ヨーロッパ 神聖ローマ帝国が西ヨーロッパを支配
= 「国家」というくくりは無い状態

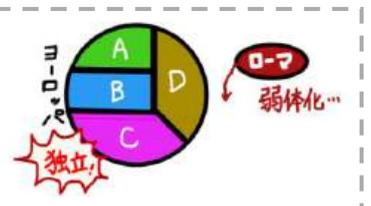
初の国際会議



1648 [6 **ウェストファリア**] 条約締結 : 三十年戦争 (1618~48) の講和条約

この条約をきっかけに、ローマ帝国の支配が弱まり、国としてのまとまりが強くなる。ここが主権国家のはじまり。

18c~19c ヨーロッパでは市民革命がおこり、国民の力が強まる
※自分が属する国に、高い価値を見いだそうとする
[7 **ナショナリズム**] が広まる。



ヨーロッパは他地域の国を対等と認めず、長い間「植民地」として支配。
第二次世界大戦後、ナショナリズムを掲げ宗主国 (支配している国) に抵抗し、中には熾烈な戦争も経ながら、独立を達成していった。= 現在のように数多くの国が誕生

現在 200 ほどの主権国家がある。(国連で認められている国は 193 カ国 : 2023 年 3 月現在)

(ii) 国際法の意義

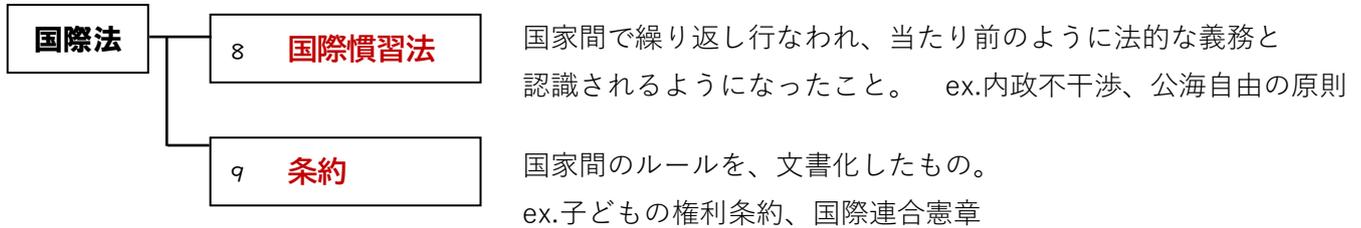
グロティウス ～国際法の父～ (1583～1645：オランダの法学者、外交官)

「国際社会にも諸国家が従わなければならない法がある。

国際法によって国家間の紛争を緩和・調整しよう。」(主著『戦争と平和の法』)



■ 国際法の分類



《主な国際条約》(採択年/日本が批准した年)

国際連合憲章 (1945/1956) 難民の地位に関する条約 (1951/1981) 国際人権規約 (1966/1979)
女子差別撤廃条約 (1979/1985) 子どもの権利条約 (1989/1994) 南極条約 (1959/1960) など

差がつく+α 日本が批准していない条約

ジェノサイド条約、死刑廃止条約、アパルトヘイト犯罪条約 など

Think🗨️ なぜ日本は各条約に批准していないのか？

* **ジェノサイド条約**：集団殺害罪を平時・戦時に関わらず、犯罪と確認し、防止と処罰をするための条約

集団殺害を行った加害者を処罰する義務が発生するが、平和主義を基本とする日本では難しい面があるため

* **死刑廃止条約**：死刑執行の廃止に努める条約

日本は死刑制度を存続させる考えをもっており、条約の原則に背くことになるから

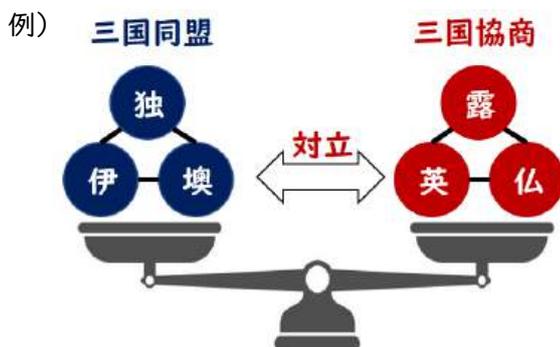
■ 平和を維持する安全保障体制

国際社会が成立したが、常に国際紛争の危険が付きまとう。

これらを防止するために2つの安全保障体制が考えられた。

〔¹⁰ **勢力均衡**〕方式

敵対関係にある国家や国家群同士で力のバランスを維持し、お互いに手を出せない状況を作り出す。



〔¹¹ **集団安全保障**〕方式

関係国が全て体制に参加し、相互に攻撃しないことを約束。違反国には、全ての国で制裁。

(例)湾岸戦争(1991)

